

「令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨」ならびに
「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨」により、
被災された在學生への特別措置（経済支援）について

先般の豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、被災地域に居住し被災された在學生の方に対し、被災状況により 2022 年度授業料減免等による特別措置（経済支援）を講ずることといたしました。

該当の方で特別措置を希望する方は、以下の要領で申請手続きをしてください。

特別措置の内容

被災の状況（罹災証明書による）により、下表の特別措置をいたします。

被災状況（罹災証明書による）	「令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨」 「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨」 による被災に対する減免学費種別・額
家計支持者の死亡又は家計支持者若しくは学生本人が高度障害を負ったことにより家計収入が途絶えた場合	後期授業料の全額免除 後期に納めるべき在籍基本料、施設設備料、教育活動料及び諸会費等の全額免除
家計支持者若しくは学生本人の家屋又は自営業者の場合の店舗等が全壊(焼)した場合	後期授業料の全額免除 後期に納めるべき在籍基本料、施設設備料、教育活動料及び諸会費等の全額免除
家計支持者若しくは学生本人の家屋又は自営業者の場合の店舗等が半壊(焼)若しくは床上浸水の被害にあった場合	後期授業料の半額免除 後期に納めるべき在籍基本料、施設設備料、教育活動料の半額及び諸会費の全額免除
家計支持者若しくは学生本人の家屋又は自営業者の場合の店舗等が一部損壊(焼)した場合	後期授業料の内 10 万円免除

1. 申請方法

以下 URL よりオンラインでの申請となります。

<https://business.form-mailer.jp/fms/b8269be1181990>



※罹災または保証人死亡の確認できる書類（「罹災証明書」、保証人「住民票」等）を添付してください。
※被害状況報告書欄も入力してください。

2. 申請期間 2022年11月4日（金）まで

ただし、上記期間に申請ができない方は、事前に問い合わせ先にご連絡ください。

3. 問い合わせ先

青山キャンパス 学生生活部 学費・奨学金課 : 03-3409-7945

相模原キャンパス 相模原事務部 学生生活課 : 042-759-6004